令和７年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和８年５月１５日
国立大学法人東京科学大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号。以下「環境配慮契約法」という。）第８条第１項の規定に基づき，令和７年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので，公表する。

１．令和７年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和５年２月２４日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき，温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進した。

２．環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約，②自動車の購入及び賃貸借に係る契約，③船舶の調達に係る契約，④-1建築物の設計に関する契約，④-2建築物の維持管理に関する契約，④-3建築物の改修に係る契約，⑤産業廃棄物処理に係る契約に関して，以下のとおり環境配慮契約がなされた。

◆ 電気の供給を受ける契約（高圧・特別高圧）
環境配慮契約（裾切り方式）を実施した件数　　４件

◆ 建築物の設計に関する契約
環境配慮型プロポーザル方式を実施した件数　　１件

３．その他の環境配慮契約に係る事項

学内の関係部署に対して，環境配慮契約法及び基本方針に基づき，温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。